

静岡市における軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付の取扱いについて

1 例外給付とは（例外給付の取り扱い）

軽度者（要支援1、2及び要介護1と認定された方）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て一部の福祉用具は使用が想定しにくいことから、原則、算定することができません。

しかし、様々な疾患等によって厚生労働省が示す状態像に該当する方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。（以下「例外給付」という。）

そのため、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付は、例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

2 要介護区分に応じた給付対象となる福祉用具貸与種目

○…対象種目 ×…対象外種目（例外給付の対象種目）	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○
車いす（電動車いす含む）、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト	×	×	×	○	○	○	○
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	×	×	×	×	×	○	○

3 例外給付の対象要件

要介護区分で給付対象とならない貸与種目であっても、次のいずれかに該当することを確認できた場合に限り、例外的に給付（算定）が可能となります。

（1）3ページの【表1】の状態像に該当し、直近の認定調査における「基本調査の結果」に該当する場合

↳ 市への手続きは不要です

（2）3ページの【表1】の ア(2) 及び オ(3) に該当し、主治の医師から得た情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断した場合

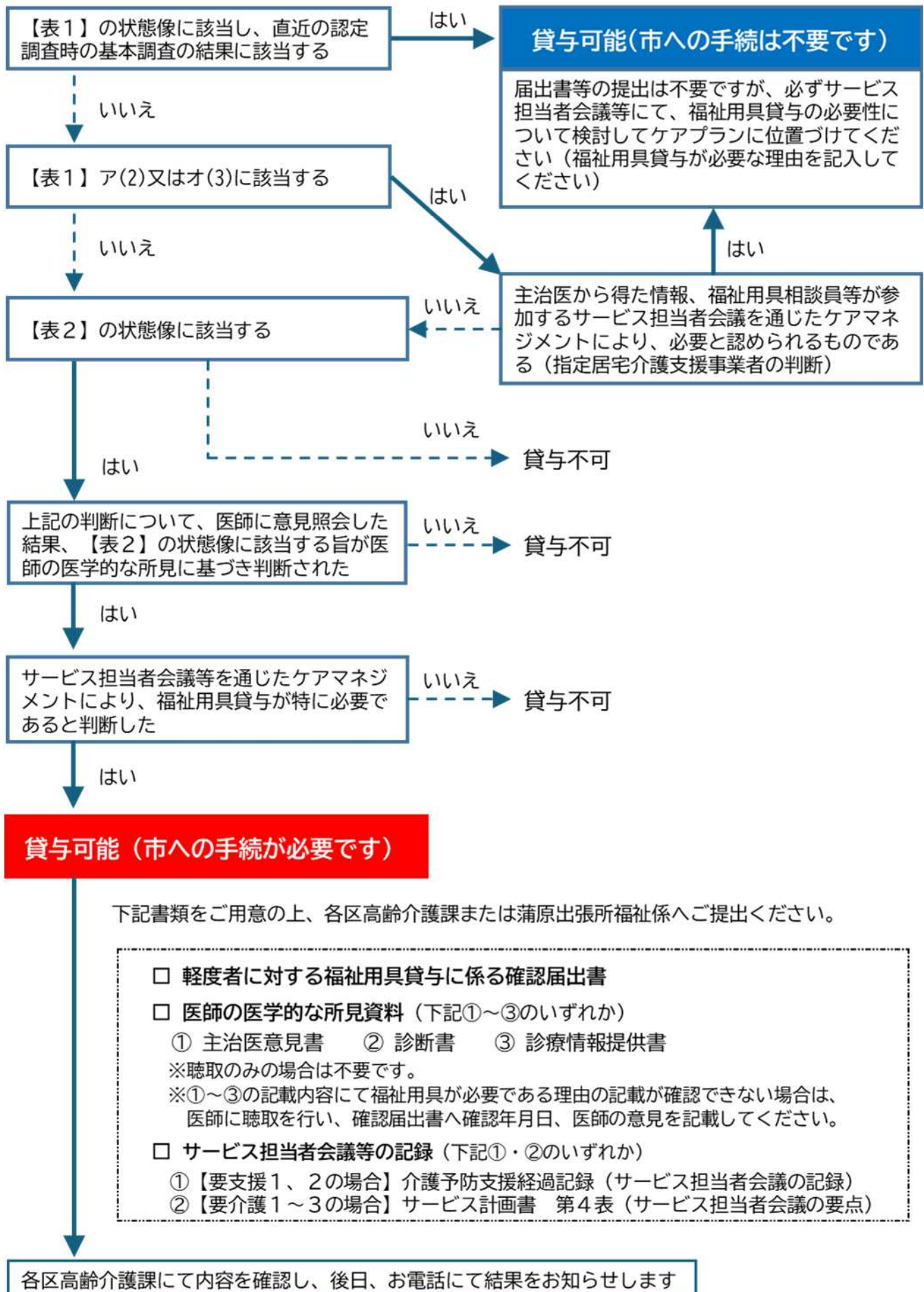
↳ 市への手続きは不要です

（3）（1）（2）に該当せず、4ページの【表2】の状態像のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

↳ 市への手続きが必要です

詳しくは2ページの【例外給付の対象確認フロー図】をご確認ください

【例外給付の対象確認フロー図】



【表1】要介護認定における基本調査結果に基づく判断

対象外種目	状態像 (厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者)	対象者に対する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者	■基本調査1-7 「3. できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし ⇒ 欄外「※」参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起きあがり困難な者	■基本調査1-4 「3. できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	■基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	■基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	次のいずれかに該当
	(1)意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	■基本調査3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ■基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 ■基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 ■その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む
	(2)移動において全介助を必要としない者	■基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※昇降座椅子 ⇒(2)に該当 段差解消機 ⇒(3)に該当	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	■基本調査1-8 「3. できない」
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	■基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし ⇒ 欄外「※」参照
カ 自動排泄処理 装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	■基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	■基本調査2-1 「4. 全介助」

※「平成27年03月23日厚生労働省告示第94号」、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（令和6年8月2日老高発0802第2号）」引用。

※「ア(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、「主治の医師から得た情報」及び「軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、指定居宅介護支援事業者が判断し、導入することが可能です。（市への手続は不要です）なお、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行ってください。

【表2】疾病その他の原因による判断

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表1】の「状態像」に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表1】の「状態像」に該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表1】の「状態像」に該当すると判断できる者 （例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」引用。

【例示】福祉用具が必要となる主な事例内容

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
i) 状態の変化	■特殊寝台 ■床ずれ防止用具・体位変換器 ■移動用リフト ■自動排泄処理装置	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁におき、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態になる。
	■特殊寝台 ■床ずれ防止用具・体位変換器 ■移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii) 急性増悪	■特殊寝台 ■床ずれ防止用具・体位変換器 ■移動用リフト ■自動排泄処理装置	末期がんで、認定調査時是何とか自立していても急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
iii) 医師禁忌	■特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	■特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	■特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	■床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	■移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※平成19年3月14日 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」引用。

※例示で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを示していますが、例示されていない疾病名であっても対象となることがあります。また、例示で示す疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

4 提出書類

(1) 軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認届出書

(2) 医師の医学的な所見資料 (下記①～③のいずれか)

- ① 主治医意見書
- ② 診断書
- ③ 診療情報提供書

※聴取のみの場合は添付不要です。

※①～③の記載内容にて福祉用具が必要である理由の記載が確認できない場合は、医師に聴取を行い、確認届出書へ確認年月日、医師の意見を記載してください。

(3) サービス担当者会議等の記録 (下記①・②のいずれか)

- ①【要支援1、2の場合】介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の記録)
- ②【要介護1～3の場合】サービス計画書 第4表(サービス担当者会議の要点)

5 提出先

名称	郵便番号	住所	電話
葵区高齢介護課 介護保険第2係	420-8602	葵区迫手町5番1号 (葵区役所2階)	054-221-1180
駿河区高齢介護課 介護保険係	422-8550	駿河区南八幡町10番40号 (駿河区役所2階)	054-287-8679
清水区高齢介護課 介護保険係	424-8701	清水区旭町6番8号 (清水区役所1階)	054-354-2110
蒲原出張所福祉係	421-3211	清水区蒲原新田一丁目21番1号	054-385-7790

※お住いの区以外の区役所窓口でも受付可能です。